

府中市立保育所インクジェット複合機賃貸借 仕様書

1 品名の名称及び数量

インクジェット複合機 4台

2 納入場所

府中市立栗生保育所ほか3保育所(合計4か所)

3 納入期限

令和7年2月28日(金)までとする。また、納入にあたっては発注者と協議を行い、納入期限までに納入・検品・設定等の確認を終了すること。

4 賃貸借期間

令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間(60か月)

5 支払条件

月額リース料、機器使用料、機器保守費用および各種消耗品費を合算し、賃貸借(リース)による5年間(1か月ごと60回)の分割払いとする。

機器使用料とは、カラー・モノクロ問わず全機種(設置対象4保育所(計4台))年間基本印刷枚数180,000枚までの使用料を算出すること。なお、先述した印刷枚数を超過した場合、翌月に超過枚数分の印刷料金を府中市へ請求できることとする。また、その場合の印刷単価も算出すること。

機器保守契約料金とは、出張費・修繕費・定期交換部品等、導入後の安定稼働にかかる全費用の合算を指す。

各種消耗品費に伴う費用とは、トナー(インク)残量を自動把握し、無くなる前にトナー(インク)を各保育所に配送する全費用の合算を指す。

賃貸借契約形態は、受注者・受注者推薦のリース会社・府中市の三者間契約、または受注者がリース会社を兼ねる場合は府中市との二者間契約とする。

この契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とし、契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。

6 調達物品の規格等

機器の設置場所は【別表1】のとおり。

調達物品は、広谷保育所は【別表2】、栗生保育所・下川辺保育所・上下保育所は【別表3】

に掲げる性能、機能及び条件等を満たすものとする。

7 納入機器の保守

(1) 保守内容

- ア 定期交換部品を保守に含むこと。
- イ 保守サービス拠点が府中市内もしくは隣接自治体内にあり、特別な事情がない限り1時間以内に保守作業員が到着しうること。
- ウ 保守契約締結期間中は、修理を円滑に行いうる部品供給体制を維持すること。
- エ 重度の故障により長期間機器が停止することが見込まれる場合は、代替機を提供すること。
- オ 複合機に故障または不具合が生じた場合、複合機を設置した各保育所からの通知により保守作業を実施すること。ただし、保守作業の全部または一部は、メーカーに委託することができるものとする。

(2) 保守期間

令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間（60か月）

その後、賃貸借契約及び保守契約の更新にて使用期間延長が可能であること。

8 初期不良・導入瑕疵対応

初期対応期間は導入後1か月以内とする。当該期間中に重度の故障が発生した機器は、修理ではなく機器交換にて対処すること。

また、当該期間中に据付や機器設定に不備が発覚した場合は、無償にて対応を行うこと。

9 機器の搬入及び設置

- (1) 納入に伴う全ての必要事項は、発注者及び保育所責任者の指示に従い実施すること。
- (2) 搬入設置作業に伴い発生した廃棄物は、受注者が持ち帰り適切に処分すること。

10 機器の設定

(1) 設定内容

- ア 複合機の各種初期設定（ネットワーク設定・色設定等）
- イ スキャナー宛先設定
- ウ FAX 宛先設定
- エ カスタムプリンタードライバー作成・インストール

※サイレントインストール可能(利用者の操作が必要)なドライバーを作成できる場合は、インストールは当市にて実施する。また、そのドライバーを当市で作成可能な場合は、ドライバー作成も当市で実施する。

1.1 入札書作成方法

入札書に記載する金額は、5 支払条件 に定める、月額リース料、機器使用料、機器保守費用および各種消耗品費を合算のうえ算出した、賃貸借料の5年間（60か月）の合計額とする。

契約にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約額とするため、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、受注者・受注者推薦のリース会社・府中市の三者間契約を見込む場合は、「第三者をして機器の貸付を行えることの証明書」を提出すること。

1.2 再委託

本調達にかかる作業の一部または全部を、第三者に再委託することはできない。ただし、受注者とは異なる者が実施する必要がある場合は、この限りではない。その場合、契約締結時に、再委託先業者名・委託内容等を、任意様式にて届け出ること。

1.3 その他

- (1) 運用に必要なマニュアル及び資料等を5部提供すること。
- (2) 機器の導入時には、保育所責任者等に操作説明を行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に関して疑義が生じたときは、発注者と協議の上、必要事項を決定すること。

【別表 1】

※設置場所及び設置機器等一覧

保育所名	所在地	設置機器
府中市立栗生保育所	府中市栗柄町2944番地1	別表 3 の仕様を満たす機種
府中市立下川辺保育所	府中市篠根町628番地	別表 3 の仕様を満たす機種
府中市立広谷保育所	府中市鶺鴒町97番地3	別表 2 の仕様を満たす機種
府中市立上下保育所	府中市上下町上下1245番地 1	別表 3 の仕様を満たす機種

【別表2】

複 合 機 機 能 一 覧

機 能 名	詳 細
プ リ ン ト 方 式	インクジェット方式
イ ン ク	4色、独立型顔料インク
カ ラ ー 対 応	フルカラー
印刷速度 (A4 横)	片面：100ページ/分 以上 (モノクロ・カラー問わず)
両 面 印 刷	対応 (オプション対応可) 最大A3サイズまで印刷可能であること
用 紙 サ イ ズ	最大A3サイズ (297×420mm) 最小ハガキサイズ (100×148mm)
給 紙 用 量	普通紙500枚4段カセット+手差しトレイ
解 像 度	読み取り600×600dpi以上 書き込み600×1200dpi以上
ソ ー ト 機 能	ページごと、部ごとでのソートが可能であること
A D F 機 能	オートドキュメントフィーダー (指導原稿用紙送り装置) が搭載されていること 1度のスキャンで同時に両面読み取れること
スキャナー機能	モノクロ・カラーに対応すること 最大A3サイズに対応すること
ファクス機能	最大A3サイズの送受信に対応すること 一般加入電話回線 (PSTN)、自営構内回線 (PBX) に対応すること
インターフェイス	USB、1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、IEEE802.11a/b/g/n/ac ネットワーク2系統に対応すること
消費電力	350W以下であること
占有寸法 (トレイ・カバーなどを開けた際の最大値)	幅1600×奥行1400mm以下
そ の 他	新品機であること (中古機・再生機不可)

【別表3】

複 合 機 機 能 一 覧

機 能 名	詳 細
プ リ ン ト 方 式	インクジェット方式
イ ン ク	4色、独立型顔料インク
カ ラ ー 対 応	フルカラー
印刷速度 (A4 横)	片面：25ページ/分 以上 (モノクロ・カラー問わず)
両 面 印 刷	対応 (オプション対応可) 最大A3サイズまで印刷可能であること
用 紙 サ イ ズ	最大A3サイズ (297×420mm) 最小ハガキサイズ (100×148mm)
給 紙 用 量	普通紙500枚4段カセット+手差しトレイ
解 像 度	読み取り600×600dpi以上 書き込み600×600dpi以上
ソ ー ト 機 能	ページごと、部ごとでのソートが可能であること
A D F 機 能	オートドキュメントフィーダー (指導原稿用紙送り装置) が搭載 されていること 1度のスキャンで同時に両面読み取れること
スキャナー機能	モノクロ・カラーに対応すること 最大A3サイズに対応すること
ファクス機能	最大A3サイズの送受信に対応すること 一般加入電話回線 (PSTN)、自営構内回線 (PBX) に対応す ること
インターフェイス	USB、1000BASE-T/100BASE-TX/10B ASE-T、IEEE802.11a/b/g/n/ac ネットワーク2系統に対応すること
消 費 電 力	60W以下であること
占有寸法 (トレイ・ カバーなどを開け た際の最大値)	幅780×奥行950mm以下
そ の 他	新品機であること (中古機・再生機不可)